

令和6年7月23日

担当課	行財政支援課
担当者	財政係 石田（内線 2710） 税政係 藤岡（内線 2716）
直 通	需要関係：092-643-3074（財政係） 収入関係：092-643-3076（税政係）

令和6年度普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の決定について（市町村分）

1 概 要

- ・福岡県内市町村の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は3,914億円（対前年度比+23億円、+0.6%）

→ こども・子育て政策の強化に係る経費の増 並びに 会計年度任用職員に係る給与改定及び勤勉手当支給に要する経費の増 などにより、基準財政需要額が増加したため。

うち、普通交付税は 3,756億円（対前年度比+204億円、+5.8%）

臨時財政対策債は 158億円（対前年度比▲182億円、▲53.5%）

- ・不交付団体は、苅田町のみ（昭和50年度以降50年連続）

（参考）

全国市町村分の普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計は、対前年度比+0.2%

（普通交付税は+3.3%、臨時財政対策債は▲53.7%）

（単位：百万円、%）

区 分	令 和 6 年 度			令 和 5 年 度			増 減 額 C - F G	増 減 率 G / F H
	普 通 交 付 税 A	臨 時 財 政 対 策 債 B	A + B C	普 通 交 付 税 D	臨 時 財 政 対 策 債 E	D + E F		
政 令 市	123,737	12,919	136,655	113,104	28,025	141,129	▲ 4,473	▲ 3.2
市	181,051	2,386	183,436	173,760	4,893	178,653	4,784	2.7
町 村	70,819	519	71,338	68,295	1,076	69,371	1,967	2.8
市 町 村 計	375,607	15,823	391,430	355,159	33,994	389,153	2,277	0.6

（注）端数処理により、数値が合わないことがある。

【参考】算定に係る主な増減要因

① 基準財政需要額

こども子育て費の創設による増、単位費用の増による高齢者保健福祉費、包括算定経費（人口）の増

② 基準財政収入額

定額減税減収補填特例交付金の創設による地方特例交付金の増及び評価替えに伴う地価の上昇による固定資産税（土地）の増

2 個別団体の状況

普通交付税と臨時財政対策債発行可能額の合計でみると、前年度から増加した団体は50団体。

前年度に対する増減率が大きな団体は以下のとおり。

(1) 増加率の大きな団体と主な理由

大 任 町	17.6%	公債費の増（過疎対策事業債の元金償還開始）による需要額の増
宮 若 市	13.4%	市町村民税法人税割の減（自動車関連企業の減益）による収入額の減

(2) 減少率の大きな団体と主な理由

福 岡 市	▲ 5.6%	固定資産税（土地）の増（土地評価額の上昇）による収入額の増
粕 屋 町	▲ 4.0%	固定資産税（土地）の増（土地評価額の上昇）による収入額の増

令和6年度普通交付税決定額及び臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和6年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 A	令和5年度 普通交付税＋ 臨時財政対策 債発行可能額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	82,033	83,259	▲ 1.5
福岡市	54,622	57,870	▲ 5.6
大牟田市	11,486	11,372	1.0
久留米市	23,167	22,590	2.6
直方市	5,288	5,208	1.5
飯塚市	15,001	14,902	0.7
田川市	7,062	6,858	3.0
柳川市	8,311	7,989	4.0
八女市	11,976	11,539	3.8
筑後市	3,318	3,082	7.7
大川市	3,775	3,771	0.1
行橋市	4,756	4,805	▲ 1.0
豊前市	2,999	2,949	1.7
中間市	4,681	4,594	1.9
小郡市	4,131	3,996	3.4
筑紫野市	4,553	4,451	2.3
春日市	4,921	4,743	3.8
大野城市	3,908	3,913	▲ 0.1
宗像市	8,243	7,873	4.7
太宰府市	4,636	4,607	0.6
古賀市	3,918	3,688	6.2
福津市	5,866	5,655	3.7
うきは市	5,034	4,985	1.0
宮若市	3,355	2,959	13.4
嘉麻市	8,673	8,330	4.1
朝倉市	6,887	7,026	▲ 2.0
みやま市	6,284	5,868	7.1
糸島市	8,235	8,147	1.1
那珂川市	2,974	2,753	8.0
宇美町	2,867	2,807	2.2
篠栗町	2,427	2,229	8.9
志免町	2,244	2,195	2.3
須恵町	2,054	1,980	3.7
新宮町	1,010	979	3.2
久山町	774	711	8.8
粕屋町	1,108	1,154	▲ 4.0
芦屋町	2,557	2,491	2.6
水巻町	2,801	2,742	2.1
岡垣町	2,904	2,833	2.5
遠賀町	1,905	1,869	1.9
小竹町	1,872	1,848	1.3
鞍手町	2,766	2,723	1.6
桂川町	1,997	1,972	1.3
筑前町	3,758	3,608	4.1
東峰村	1,476	1,457	1.3
大刀洗町	2,165	2,083	4.0
大木町	1,759	1,681	4.6
広川町	1,757	1,657	6.1
香春町	2,389	2,261	5.6
添田町	2,633	2,617	0.6
糸田町	2,164	2,104	2.8
川崎町	3,411	3,442	▲ 0.9
大任町	2,831	2,407	17.6
赤村	1,317	1,254	5.1
福智町	4,987	4,875	2.3
苅田町	0	0	0.0
みやこ町	4,051	4,104	▲ 1.3
吉富町	1,361	1,384	▲ 1.6
上毛町	2,177	2,118	2.8
築上町	3,816	3,785	0.8
大都市計	136,655	141,129	▲ 3.2
27市計	183,436	178,653	2.7
31町村計	71,338	69,371	2.8
58市町村計	254,774	248,024	2.7
60市町村計	391,430	389,153	0.6

※ 端数処理により計が合わないことがある。

令和6年度普通交付税決定額一覧表

(単位：百万円、%)

市町村名	令和6年度 普通交付税 決定額 A	令和5年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
北九州市	75,986	70,213	8.2
福岡市	47,751	42,891	11.3
大牟田市	11,386	11,162	2.0
久留米市	22,379	20,960	6.8
直方市	5,235	5,104	2.6
飯塚市	14,886	14,669	1.5
田川市	7,020	6,772	3.7
柳川市	8,257	7,879	4.8
八女市	11,919	11,422	4.4
筑後市	3,266	2,981	9.6
大川市	3,745	3,708	1.0
行橋市	4,688	4,658	0.6
豊前市	2,973	2,895	2.7
中間市	4,651	4,534	2.6
小郡市	4,075	3,881	5.0
筑紫野市	4,449	4,235	5.0
春日市	4,821	4,536	6.3
大野城市	3,805	3,690	3.1
宗像市	8,153	7,690	6.0
太宰府市	4,570	4,475	2.1
古賀市	3,853	3,558	8.3
福津市	5,804	5,535	4.9
うきは市	5,009	4,934	1.5
宮若市	3,309	2,879	14.9
嘉麻市	8,645	8,272	4.5
朝倉市	6,832	6,907	▲ 1.1
みやま市	6,250	5,802	7.7
糸島市	8,149	7,973	2.2
那珂川市	2,922	2,647	10.4
宇美町	2,835	2,742	3.4
篠栗町	2,399	2,177	10.2
志免町	2,200	2,103	4.6
須恵町	2,027	1,928	5.1
新宮町	977	904	8.0
久山町	754	667	13.0
粕屋町	1,068	1,071	▲ 0.3

市町村名	令和6年度 普通交付税 決定額 A	令和5年度 普通交付税 決定額 B	増減率 (A-B)/B
芦屋町	2,547	2,469	3.2
水巻町	2,779	2,696	3.1
岡垣町	2,877	2,778	3.6
遠賀町	1,886	1,831	3.0
小竹町	1,864	1,833	1.7
鞍手町	2,750	2,687	2.3
桂川町	1,987	1,951	1.9
筑前町	3,731	3,556	4.9
東峰村	1,473	1,451	1.5
大刀洗町	2,150	2,053	4.8
大木町	1,745	1,654	5.5
広川町	1,736	1,614	7.6
香春町	2,381	2,243	6.1
添田町	2,626	2,602	0.9
糸田町	2,158	2,092	3.2
川崎町	3,400	3,416	▲ 0.5
大任町	2,825	2,395	17.9
赤村	1,314	1,248	5.3
福智町	4,972	4,842	2.7
苅田町	0	0	0.0
みやこ町	4,034	4,067	▲ 0.8
吉富町	1,355	1,369	▲ 1.1
上毛町	2,170	2,103	3.2
築上町	3,801	3,754	1.3
大都市計	123,737	113,104	9.4
27市計	181,051	173,760	4.2
31町村計	70,819	68,295	3.7
58市町村計	251,870	242,055	4.1
60市町村計	375,607	355,159	5.8

※ 端数処理により計が合わないことがある。

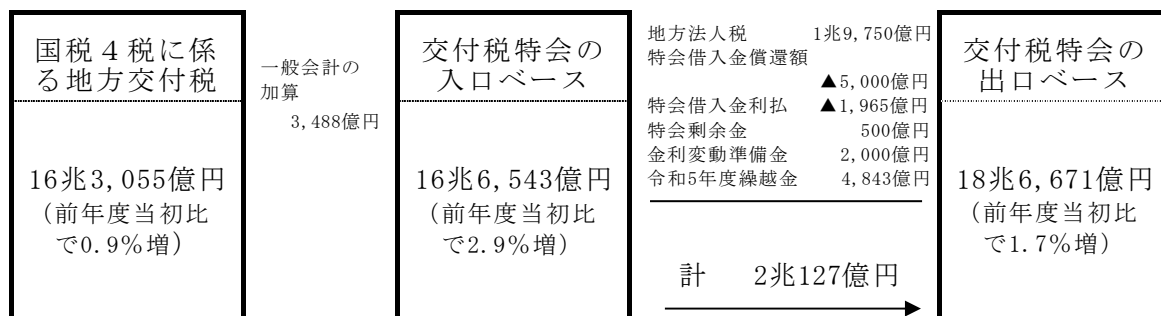
地方交付税制度の概要

1 地方交付税制度の目的

- 財源調整**→税源の偏在による地方団体間の財政力格差を是正。
- 財源保障**→全地方団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるよう所要財源を確保。

2 地方交付税の総額（令和6年度）

一般会計からの加算等により出口ベースの総額を確保（前年度当初比で1.7%増）。
臨時財政対策債は前年度比で44.1%減。



〔参考〕法定4税の額

所得税及び法人税の33.1%＋酒税の50%＋消費税の19.5%

以上は通常収支分に係るものであり、このほか東日本大震災分に係るものとして、別途、震災復興特別交付税を確保。

3 地方交付税の性格

- 地方団体の共有独立財源**→自治体の財源調整と財源保障のため、国が一括徴収する間接徴収形態の地方税。
- 使途に制限のない一般財源**→国が交付税の使途を制限したり、条件を付けたりすることは法律で禁止。
- 国と地方の税源配分を補完**→国と地方の歳入・歳出ギャップ（歳入は国：地方＝3：2で歳出は逆）を補完。

4 地方交付税の種類

- 普通交付税→地方交付税総額の94%
- 特別交付税→ 〃 6%

5 普通交付税の額の決定

① 交付額

$$\boxed{\text{交付額}} = \boxed{\text{基準財政需要額 (標準的な財政需要)}} - \boxed{\text{基準財政収入額 (標準的な財政収入)}} = \boxed{\text{財源不足額 (交付基準額)}}$$

② 基準財政需要額

各地方団体が自然的・地理的・社会的条件に対応して合理的かつ妥当な水準の行政を行うのに必要な一般財源

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} = \boxed{\text{単位費用}} \times \boxed{\text{測定単位の数値}} \times \boxed{\text{補正係数}}$$

単位費用→測定単位1単位当たりの一般財源の所要額

測定単位の数値→行政項目ごとに量を測定する数値（例 国調人口、児童数(学校基本調査)等）

補正係数→団体ごとの自然条件や社会条件の違いによる財政需要の差を反映する係数

例 段階補正～地方団体の人口が増加するに従い、行政経費も増加するが、人口が2倍になっても、人口1人当たりの経費が割安となり、行政経費が必ずしも2倍を上回るとは限らないため、その経費の差を反映させる補正（スケールメリットの反映）

態容補正～行政の権能差等、地方団体の「態様」を反映させる補正

③ 基準財政収入額

各地方団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な税収入の一定割合により算定された額

$$\boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{標準的な地方税収入}} \times \boxed{75/100} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

6 地方交付税の交付

- 普通交付税→当該年度分を4月、6月、9月、11月の年4回に分けて交付。
- 特別交付税→当該年度分を12月と（翌年の）3月の年2回に分けて交付。ただし、地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定・交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を平成23年度から新設。

令和6年度 臨時財政対策債発行可能額について

1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

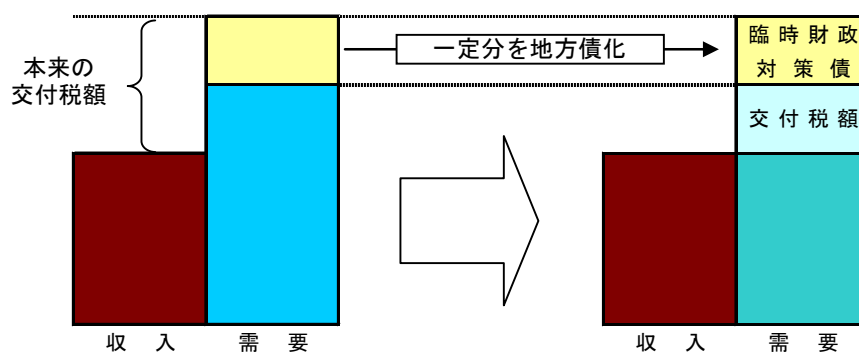
(単位: 百万円、%)

区分	令和6年度	令和5年度	伸率
大都市	12,919	28,025	▲ 53.9
都 市	2,386	4,893	▲ 51.2
町 村	519	1,076	▲ 51.8
計	15,823	33,994	▲ 53.5

(注) 端数処理により、計が合わないことがある。

2 臨時財政対策債の概要

令和6年度において、地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行される地方債（平成13年度から令和5年度までの間においても同様に発行）。
 なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。



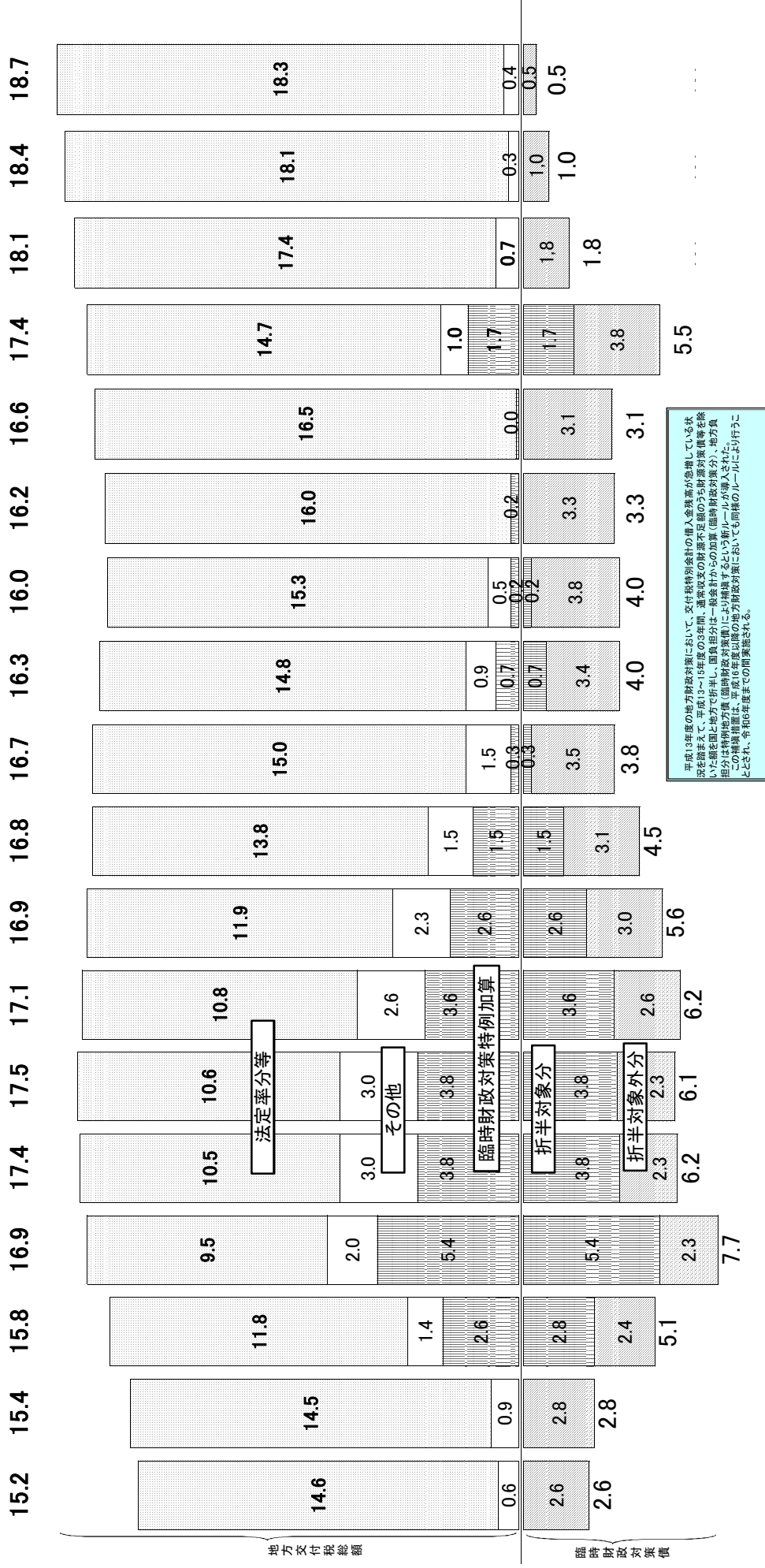
3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化する観点から、平成23年度から段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度に「財源不足額基礎方式」へ完全に移行した。

- ① 人口基礎方式
 全ての地方公共団体を対象とし、各団体の人口を基礎として算出
- ② 財源不足額基礎方式
 人口基礎方式による臨時財政対策債発行可能額を振り替えたときに、財源不足額が生じている計算となる地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出（財政力に応じて逡増）

◆ 地方交付税等総額（当初）の推移（H19～R6）

(兆円)



※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
※「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H28～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。
※「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特別加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、前年度からの繰越金、交付税特別会計借入金の償還等）の合算額。

担当課 財政課
直 通 643-3058
担当者 予算総括班 岩下、花房
(内線2270)

令和6年度普通交付税及び臨時財政対策債の 算定結果について(県分)

算定結果

(単位:百万円)

	令和6年度 当初算定 a	令和5年度 当初算定 b	差 引 a-b=c	伸び率 c/b	(参 考) 全国伸び率
普 通 交 付 税 交 付 決 定 額	301,065	296,489	4,576	1.5%	0.3%
臨時財政対策債 発 行 可 能 額	10,939	23,642	△ 12,703	△53.7%	△54.8%
計	312,004	320,131	△ 8,127	△2.5%	△2.7%